

地域主権改革一括法に伴う条例案概要

条例名	長岡京市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例	担当課	高齢介護課
形式	<input checked="" type="radio"/> 新規制定 <input type="radio"/> 一部改正	<input type="radio"/> 一括法	<input type="radio"/> 1次・2次 <input checked="" type="radio"/> 個別法 ※該当するものに○

根拠法令について

条例委任を規定する法律	介護保険法	類型 (参酌/標準/従うべき/ -)	参酌・従うべき
概要	条文(改正後)		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員	第2条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。		
指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格	第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。		
国基準を定めている政省令等(別紙添付のこと)	介護保険法、介護保険法施行規則		
条例制定の方向性	(国基準に対する考え方などを書いてください。)従うべき基準とされている「第3条指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格」については、厚生労働省令どおり制定します。参酌すべき基準とされている「第2条地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員」についても、従前の法令を適切なものと判断し、従前の法令どおり「29人以下」と定めます。		
審議会等での検討	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	検討内容	

独自基準について

1. 無、 2. 無(独自基準を規則に委任している…参考資料添付)、 3. 有…下欄に記載 ※該当するものに○

条	項	項目
条文(独自基準は下線部)		
説明(政令基準・現行との比較、独自基準を設ける理由など)		
条	項	項目
条文(独自基準は下線部)		
説明(政令基準・現行との比較、独自基準を設ける理由など)		
条例委任基準以外の改正		